

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
契 約 書

医療法人越南会
小規模多機能型居宅介護事業所
ケ ア セ ン タ ー 薮 神

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 契 約 書

この契約書は_____様とケアセンター薮神（以下、「事業者」という）との間で、介護保険サービスを実施するにあたり契約するものです。

(契約の目的)

- 第1条** 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービス、及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「小規模多機能型居宅介護サービス」とする）を提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」及び「利用料金表」に定めるとおりにします。

(契約期間)

- 第2条** 本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

(居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

- 第3条** 事業者の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下「介護支援専門員」）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、又は契約者若しくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者と連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合に

は、契約者に対して説明し書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点に置いて契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

(サービス利用料金の支払い及び滞納など)

第5条 この契約に関わる利用者負担金は、利用料金表（別紙）のとおりです。事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 契約者は、第4条に定めるサービスについて所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（介護保険負担割合証の自己負担分）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。

4 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 宿泊にかかる費用
- (4) 小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用。

6 前5項に定めるサービス利用料金は一ヵ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとします。

7 契約者及び身元引受人は、連帯して利用者負担金を支払う義務があることとします。

8 契約者及び身元引受人が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2ヵ月以上滞納したときは、事業者は契約者及び身元引受人と連帯保証人へ督促状を発行するものとします。

(利用の中止、変更、追加)

第6条 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサー

ビスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出るものとします。

- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第7条 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費の改定があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、事業者の経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヵ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(事業者及びサービス従業者の義務)

第8条 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、完結した日からそれを5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

(守秘義務・個人情報取り扱い)

第9条 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。契約者及びその家族に関する個人情報については、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱うものとし、その利用目的等は別に通知、説明することとします。

- 2 前項にかかわらず、円滑で継続的なサービスの利用につなげるために小規模多機能型居宅介護サービス、また契約者に係る他の居宅介護支援事業者、介護サービス事業者や介護保険施設、関係医療機関等に対し契約者及びその家族等の個人情報を

用いることができるものとします。

- 3 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(損害賠償責任)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責任に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を考慮して妥当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第11条 事業者は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第12条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・強風・降雪などの天災や交通傷害やその他自己の責任に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第13条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
 - (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - (3) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - (4) 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第14条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、以下の号に該当する場合には本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第7条第3項により本契約を解約する場合
 - (2) 契約者が入院した場合
 - (3) 契約者が死亡した場合
 - (4) 極端な暴力行為や自傷行為、徘徊等により共同生活を送ることが困難となった場合

(契約者からの契約解除)

第15条 契約者は、事業者または従業者が以下の号に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

- (1) 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第16条 事業者は、契約者が以下の号に該当する場合には、30日間の猶予期間及び文書を交付して本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いを正当な理由なく2ヵ月以上滞納し、督促状発行から10日間の支払い猶予期限を定め、この期限までに契約者及び身元引受人または、連帯保証人が利用者負担金を支払わない場合
 - (3) 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 事業者は、契約者または契約者の親族等が事業者に対して、次のような不信行為等を行なった場合、文書で通知することにより直ちに本契約を解除することができます。
- (1) パワーハラスメント（業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、他の契約者への介護支援の環境を悪化させる行為）
 - (2) セクシャルハラスメント（事業者の従業員を不快にさせる性的な言動）
 - (3) マタニティハラスメント（妊娠した事業者の従業員に対する嫌がらせ）
 - (4) カスタマーハラスメント（契約者や契約者の親族であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行なう行為）
 - (5) 契約以外の行為を執拗に要求した場合

- (6) その他、事業者が契約の行為を行なうことが困難になる理不尽な行為があった場合

(清算)

第17条 第13条第2項から第5項により本契約が終了した場合において、契約者が既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月末日までに清算するものとします。

(苦情処理)

第18条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。

(身元引受人)

第20条 事業者は契約者に対し、契約者の身元引受人を求めるものとします。身元引受人は、この契約に関する契約者の事業者に対する責務等について、契約者と連帯して、又は契約者にかわって責務を負うとともに、次に定める号についても同様の責任を負うものとします。

- (1) 契約者が病院等の医療機関に入院する場合、入院申し込みの手続きや入院費等の医療費の支払い
- (2) 契約終了に伴う契約者の受け入れ
- (3) 契約者は、身元引受人が死亡、行方不明又は破産の申し立て、和議の申し立て等を受けるなどでその資格を喪失したときは、その旨を事業者に報告し、新たに身元引受人を定める

(連帯保証人)

第21条 事業者は契約者に対し、契約者の連帯保証人を求めるものとします。

- (1) 連帯保証人は、契約者及び身元引受人と生計を別にする者とする
- (2) 連帯保証人に変更が生じた場合は、新たに同意を得る
- (3) 連帯保証人は、契約者及び身元引受人が利用者負担金の支払いを滞納した場合は、(極度額) 50万円を限度として、その債務を履行する

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護契約書 (契約書別紙兼重要事項説明書)

当事業所は契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス、又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意頂きたいこと等を次の通り説明します。

1 設置事業者

- (1) 法人名 医療法人越南会
- (2) 法人所在地 南魚沼市五日町2 3 7 5 番地
- (3) 電話番号 7 7 6 - 3 1 1 3
- (4) 代表者 理事長 小川 杉子
- (5) 設立年月日 昭和6 0 年3 月2 2 日

2 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
- (2) 事業の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的として、通い・宿泊・訪問サービスを柔軟に組み合わせて支援します。
- (3) 事業所の名称 ケアセンター蕨神
- (4) 事業所の所在地 南魚沼市一村尾 1837 番地
- (5) 電話番号 7 7 7 - 5 1 1 8 FAX 番号 7 7 7 - 5 1 1 8
- (6) 管理者氏名 日熊 香代子
- (7) 運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い・宿泊・訪問サービスを柔軟に組み合わせて支援します。
- (8) 開設年月日 平成2 4 年2 月2 8 日
- (9) 登録定員 2 9 人 (通い定員1 8 人 宿泊定員7 人)
- (10) 施設の概要 厚生労働省が定める基準により次の設備を用意しています。
個室7 居間 食堂 台所 浴室(特殊・一般用)
静養室 便所 消防設備 送迎車両 他

3 事業実施地域及びサービス提供時間

- (1) 通常の事業実施地域 南魚沼市内
- (2) 営業日及びサービス提供時間 営業日：年中無休
通いサービス時間：8 時～1 7 時
宿泊サービス時間：1 7 時～8 時
訪問サービス時間：随時

4 職員の配置・勤務時間

- *管理者：1名（兼務） *計画作成担当者：1名（兼務）
- *介護職員：必置数 *看護師：1名
- *勤務時間 通常勤務： 8時10分～17時10分
- 早番勤務： 7時00分～16時00分
- 遅番勤務： 8時30分～17時30分
- 夜勤勤務： 16時～9時

5 サービスの概要

（1）通いサービス

- ①食事援助全般 ②入浴援助全般又は清拭 ③排泄援助全般 ④機能訓練
- ⑤健康状態のチェック
- ⑥送迎 *迎えサービス： 8時30分から（原則）
- *送りサービス： 17時まで（原則）
- *悪天候・交通事情等により時間変更の場合があります。
- *家族の送迎も可能です。

（2）宿泊サービス

事業所に宿泊して頂き、食事・入浴・排泄等の日常生活上の世話をします。

（3）訪問サービス

- ①利用者の自宅を訪問して食事、入浴、排泄等の日常生活の必要な世話をします。
- ②サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気・石鹸・タオル等）は無償で使用させていただきます。

6 サービス利用料金

契約書第5条及び『利用料金表』で別途説明し、同意をいただきます。

（1）介護保険給付の一部負担金

- ①一月毎の包括料金ですので契約者の体調不良等により小規模多機能型居宅介護計画書、又は介護予防小規模多機能型居宅介護サービス（以下「小規模多機能型居宅介護サービス」とする）に定めた利用回数よりも少ない、または多い場合でも金額は変わりません。
- ②月の途中から登録又は登録終了した場合には、その月の登録した期間に応じて日割り計算した料金をお支払い頂きます。尚、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。
 - 登 録 日・・・・・・契約を結んだ日ではなく、通い、宿泊、訪問サービスのいずれかを実際に利用開始した日
 - 登録終了日・・・・・・契約を終了した日
- ③入院が開始となった当該月のうち、連続した10日以上入院によりサービス提供ができなかった場合は日割り計算した料金をお支払いいただきます。また、退院時は退院日から支援体制を整えていることから退院日を含めた日割り計算した料金をお支払いいただきます。
- ④介護報酬が改定された場合は、自動的に変更されます。

(2) 保険外負担金

介護保険の給付対象とならないサービス料金です。

(3) キャンセル料

前日までに連絡なく通所利用を中止した場合、昼食代相当の料金をいただきます。

7 利用料金の支払い方法

契約書第5条を参照下さい。

1ヵ月毎に計算し、郵送で請求致します。次のいずれかの方法により翌月末までにお支払い下さい。

- ① 越南苑事務室への現金払い ② 銀行振込 ③ 自動口座引き落とし
〔振込先金融機関〕

第四北越銀行六日町中央支店 普通預金口座 口座番号：1107670
口座名義：医療法人越南会 老人保健施設 越南苑 理事長 小川杉子

8 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- (1) 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通い・宿泊・訪問サービスを組み合わせて介護サービスを提供するものです。
- (2) 利用予定日の前に契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- (3) サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により契約者の希望する日時に対応できない場合があります。この場合は他の日時を契約者に提示して協議することとします。

9 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて通い・宿泊・訪問サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は契約の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して契約者に説明の上交付します。

10 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：管理者

- (2) 成年後見制度の利用等を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

12 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、及び市役所へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情窓口（担当者）	管理者
受付時間	毎日 8 時～ 1 7 時

- (2) 行政機関等

南魚沼市役所 介護高齢課	(所在地) 南魚沼市六日町 1 8 0 - 1 南魚沼市役所本庁舎内 (電話番号) 7 7 3 - 6 6 7 5 (受付時間) 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分 (平日)
新潟県 国民健康保険団体連合会	(所在地) 新潟市新光町 4 - 1 新潟県自治会館本館 (電話番号) 0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2 (受付時間) 9 時～ 1 7 時 (平日)

14 運営推進委員会の設置

当事業所では事業にあたり、サービスの提供状況等について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価・要望・助言等を受けるために下記の通り運営推進委員会を設置しています。

構 成	利用者、利用者の家族、地域住民代表、 地域包括支援センター職員、事業所の職員等
開 催	2 月に 1 回以上開催

15 協力医療機関、支援施設

当事業所では、それぞれの利用者の主治医との連携を基本にしつつ、利用者の急変等に

備えて以下の医療機関と連携体制を取っています。

(協力医療機関・施設)

医療法人 越南会 五日町病院	(所在地) 南魚沼市五日町 2375 番地 (電話) 025-776-3113
五日町病院附属歯科診療所	(所在地) 南魚沼市五日町 2375 番地 (電話) 025-776-3790
介護老人保健施設 越南苑	(所在地) 南魚沼市五日町 2405 番地 (電話) 025-776-3668

16 非常災害時等の対応体制

小規模多機能型居宅介護サービスの提供において、火災・風水害・地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上の訓練を実施します。天災その他の災害が発生した場合には、職員はあらかじめ定められた避難確保計画等を基に利用者様の避難等適切な措置を講じます。管理者は、その指揮を執ります。

また、災害や感染症等の流行等に備えるため、平時より業務継続に係る計画を整備し、研修の実施、訓練等を行うことで必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。

17 利用者留意事項

介護保険被保険者証の認定が更新されたときは、提示をお願いします。

18 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	令和 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

ケアセンター蕨神利用契約同意書

契約書のとおり、ケアセンター蕨神のサービス提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書を2通作成し、契約者及び事業者署名のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

年 月 日

事業者 南魚沼市一村尾1837番地
小規模多機能型居宅介護 ケアセンター蕨神
管理者 印

説明者 職名： 管理者 氏名： _____

(契約者) 私は、ケアセンター蕨神を利用するにあたり、契約書及び契約書別紙兼重要事項説明書について説明を受け、内容を理解し同意します。また、契約書第9条2項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

契約者 ご住所： _____
(本人)

お名前： _____

代筆者： _____ (続柄)

(家族代表) 私は、この契約について説明を受け、身元引受人の責任につき、内容を理解し同意します。また、契約書第9条2項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

身元引受人 ご住所： _____
(家族代表)

お名前： _____ (続柄)

連帯保証人 ご住所： _____

お名前： _____ (続柄)

※連帯保証人は、利用者及び身元引受人と別の生計を営む者としてします